

新城市第8期高齢者福祉計画（案）パブリックコメント実施結果

No.	ページ	提出された意見	市の考え方
1	26～28	在宅医療・介護連携の推進について これまで障がい福祉サービスを利用してきた方が、65歳を迎えるに当たり原則として介護保険を優先して利用することになる。全面移行できる方もいるが、併用する場合が多い。それぞれの専門性をもった支援を継続するために、高齢者分野と障がい者分野の多職種が連携できる機能を盛り込んでいただきたい。	障がい者分野との連携も記載します。
2	26	訪問看護について 「高齢者の在宅医療」とあるが、訪問看護は障害児でも利用している。「高齢者の在宅医療」ではなく、「等」と入れた方がいいのではないか。	高齢者福祉計画の記載のため、修正なしとします。
3	27	介護サービス事業者連絡会について 実施主体が「新城市介護サービスネットワーク協議会」とあるが、包括支援センターが主になって研修の企画、実施する月もある。「新城市地域包括支援センター」も並列表記した方がよい。 また、現在は「介護相談員」は参加していない。	実施主体に「地域包括支援センター」を記載し「介護相談員」を削除します。
4	30～32	認知症施策に13の事業があるが、実際にどのような活動と現在の課題等知る機会がない。身近な問題だけに、活動報告会を開催し、広く一般市民に知ってもらう機会を作ってほしい。	ご意見として承り、今後の事業の参考とさせていただきます。
5			

その他公表に適さないと判断した意見 3件

提出人数 7人
意見 9件